伊勢原市ソフトテニス協会規約

　（名称）

第１条　この会の名称は、伊勢原市ソフトテニス協会（以下「協会」という。）とする。

　（目的）

第２条　協会は、会員相互の協調と親睦を通じてソフトテニスの振興と技術の向上を図　り、健全な心身を養うとともに、より豊かな社会人の育成を目的に事業を実施する。

　（事務局）

第３条　協会の事務局は理事長宅に置く。

　（事業）

第４条　協会は、第２条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) ソフトテニスの振興普及及び指導奨励

　(2) 各種ソフトテニス大会の主催及び後援

　(3) 記録の収集及び保存

　(4) その他協会が必要と認める事業

　（会員）

第５条　協会の会員は、伊勢原市に在住、在勤、在学（中学生を除く。以下同じ。）の者又は伊勢原市に本部を置く団体の構成員によって構成する。

　（協会の所属）

第６条　協会は、次の機関に加盟する。

　(1) 伊勢原市スポーツ協会

　(2) 県央ソフトテニス協会

　(3) 神奈川県ソフトテニス連盟

　(4) 日本ソフトテニス連盟

　（役員）

第７条　協会に次の役員を置く。

　(1) 会長　１人

　(2) 副会長　若干名

　(3) 理事長　１人

　(4) 副理事長　２人

　(5) 理事　若干名

　(6) 会計　２人

　(7) 監事　２人

２　前項に規定する役員は、理事会で承認する。

３　第１項に規定する役員の任務は次のとおりとする。

　(1) 会長　協会を代表し、会務を総理する。

　(2) 副会長　会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長を代理する。

　(3) 理事長　事務局として協会の事務を処理し、理事会を招集する。

　(4) 副理事長　理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは理事長を

　　代理する。

　(5) 理事　理事会の構成員として会務を掌理する。

　(6) 会計　協会の会計を処理する。

　(7) 監事　協会の会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

４　第１項に規定する役員以外の役員については、理事会の承認を得て必要に応じ置く

ことができる。

　（役員任期）

第８条　前条に規定する役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項に規定する任期の途中で退任があった場合には、当該後任の任期はその残任期

間とする。

　（会議）

第９条　協会の会議は次のとおりとする。

　(1) 役員会

　(2) 理事会

２　前項第１号に規定する役員会は、第７条第１項第１号から第４号までの役員で構成する。ただし、必要に応じて同条同行第５号から第７号までの役員を呼ぶことができる。

３　第１項に規定する会議の構成は次のとおりとする。

　(1) 役員会　理事長が招集し、第１項第２号に規定する理事会に提案する議案等につ

　　いて、事前に協議するものとする。

　(2) 理事会　理事長が招集し、必要に応じて開催し、次の事項について審議する。過

　　半数の理事の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。

　　　ア　規約の制定及び改廃

　　　イ　役員の承認

　　　ウ　事業報告の承認及び事業計画の決定

　　　エ　決算の承認及び予算の決定

　　　オ　登録会費の決定

　　　カ　その他議決を必要とする事項

　（会員登録）

第１０条　協会の登録は、毎年度団体により行うこととする。

　（登録費）

第１１条　協会の年間登録費は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

　(1) 均等割　１団体について１０，０００円（ただし、在学生で構成する団体につい

　　ては６，０００円）

　(2) 個人登録費　協会主催大会に出場する選手１人について年間５００円

　（参加費）

第１２条　協会が主催する試合の参加費については、個人戦が１チーム１，５００円とし、　団体戦は１チーム３，０００円とする。ただし、伊勢原市が主催する総合体育大会については参加費を必要としない。

２　前項に規定する参加費のうち、高校生及び中学生の出場を認めた大会については、

　高校生及び中学生から参加費を徴収しないことができる。

３　第１項に規定する試合を除く事業の参加費については、その都度理事会で決定する。

　（会計）

第１３条　協会の経費は、次の収入によって運営する。

　(1) 登録費

　(2) 参加費

　(3) 補助金

　(4) 寄付金

　(5) その他の収入

２　協会の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

　（会計監査）

第１４条　協会の会計経費が適正に執行されているかについて監事が監査する。

　（脱会）

第１５条　協会を脱退しようとする団体は、脱会届を会長に提出しなければならない。脱　会が年度途中の場合には登録費は返却しない。

　（表彰）

第１６条　全国大会等優秀な成績を上げた会員、その他協会の運営に顕著な功績があっ　た者については、別に定める規定により表彰する。

　　　附　則

　この規約は、昭和５８年４月９日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成１０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成１６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成２０年４月１２日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成２１年４月１１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成２４年４月１４日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成２６年４月１２日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、令和４年４月１日から施行する。